**中沖保育園　運営規程**

(施設の目的及び運営の方針)

1. 本園は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

２　 本園は、児童福祉法、子ども子育て支援法(平成24年法律第65条。以下「法」という。)その他の関係法令及び関係条例を遵守して運営する。

(子どもの区分ごとの利用定員)

1. 本園の法第31条第1項の利用定員は、次の各号に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に定める。
2. 法第19条第1項第2号に規定する子ども　(以下「2号認定子ども」という。)　　　　１５人
3. 法第19条第1項第3号に規定する子ども　(以下「3号認定子ども」という。)

のうち満1歳以上の子ども　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １２人

1. 3号認定子どものうち満1歳未満の子ども　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３人

(提供する保育等の内容)

1. 本園は、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)に基づき、保育内容及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。
   1. 特定教育・保育　(法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)

支給認定を受けた保護者 (以下「支給認定保護者」という。)に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量(法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。)の範囲内において保育を提供する。

(保育を行う日及び時間帯)

1. 保育を行う日及び時間は、次の通りとする。

(1)保育を行う日

月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始　(12月29日から1月3日まで)及び祝祭日を除く。

児童の受け入れのため、年度末年度初めいづれか２日を休園とすることがある。

(2)　保育標準時間認定に係る保育時間

７時から18時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(3)　保育短時間認定に係る保育時間

８時から1６時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から８時まで又は1６時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

1. 本園に次の職員を置く。

(1)　園長　　　1名　　　　(2)　 主任保育士 1名　　　 (3) 保育士　　5名以上

(4)　保育補助　２名以上　　(5)　 看護師　　　1名 　　　(6)　管理栄養士　1名（業務委託）

(7)　調理師　　1名以上　　(8)　調理員　　２名以上 　 (9) 事務員　1名

２　前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

３　職員の職務は、次のとおりとする。

1. 園長は、園の業務を統括し、会計事務に従事する。
2. 副園長は、園長を補佐し、園長不在のときは、その業務を代行する。
3. 主任保育士は園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
4. 保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
5. 栄養士は給食業務の栄養管理及び献立を作成する。
6. 調理師（員）は給食業務に従事する。
7. 事務員は、園長の補佐をし事務一般について従事する。
8. 看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(保育料等)

1. 本園の特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額(保育料)を支払うものとする。ただし、２号認定子どもは、保育料は無償。

２　本園は、支給認定申請から認定の効力が発生する日まで間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額(法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。)の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

３　本園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

1. 給食費

３号認定子どもは、その支給認定を受けた市町村の定める利用者負担額（保育料）に含まれる。

２号認定子どもは、副食費4,500円（月額・園児１名につき）を直接徴収する。

1. 延長保育(時間外保育)を申し出た保護者から別に定める延長保育料を徴収する。

　　月極利用　1,000円（園児１名につき）

1. 緊急一時保育利用を申し出た利用者から別に定める緊急一時保育利用料を徴収する。

緊急保育利用料

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　　齢 | 基本利用料  (日額) | ４時間以内 | 給食費  (昼食) | おやつ代  (午前・午後) |
| １・２歳児 | ２，０００円 | １，０００円 | ２００円 | １００円 |
| ３歳以上児 | １，８００円 | ９００円 | ２００円 | １００円 |

(2) その他本園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの、園長が定める金額を徴収することがある。

(利用の開始及び終了に関する事項等)

1. 本園は、大崎町並びに他市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

２　大崎町並びに他市町村に居住する保育を必要とする子どもの保護者が本園の入園を希望する場合は、大崎町並びに他市町村が指定する入所申込書に必要事項を記載し、大崎町並びに他市町村に申し込むものとする。

３　本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

1. 園児が小学校に就学したとき。
2. ２号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
3. ３号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
4. その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時における対応方法及び非常災害対策)

1. 本園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じる。

２　保育の提供により事故が発生した場合は、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

３　本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

５　本園は、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

６　本園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てる。

７　本園は、前６項の具体的計画の内容について、職員並びに支給認定子ども及びその支給認定保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設内に提示する。

８　本園は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知する。

９　本園は、非常災害に備えるため、これに対する不断の注意と訓練をするように努め、当該訓練

のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月１回行う。

(虐待の防止のための措置)

第９条　本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる。

付　　　則

１ この規程は、平成３１年４月１日から実施する。

２　この規程は、令和元年１０月１日から実施する。

３　この規程は、令和５年４月１日から実施する。

４　この規程は、令和６年４月１日から実施する。